

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例	法令の番号	昭和45年佐賀県条例第11号						
許認可等の種類	心身障害者扶養共済 年金申請	根拠条項	第10条第1項						
審査基準	<p>◎加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その死亡し、又は重度障害となった日の属する月から規則で定めるところにより、その者が扶養していた心身障害者に対し年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、福祉医療機構から年金給付保険金の支給を受けられなかったときは、年金は支給しない。</p> <p>(1) 加入者が加入した日以後、1年以内に自殺した場合</p> <p>(2) 加入者が犯罪行為又は死刑の執行によって死亡した場合</p> <p>(3) 障害者が故意に加入者を死亡させた場合</p> <p>(4) 告知義務違反の場合</p> <p>(5) 加入者の故意又は重大な過失に基づく行為により重度障害の状態になった場合</p> <p>(6) 加入者の犯罪行為によって重度障害の状態となった場合</p> <p>(7) 障害者の故意による障害行為によって重度障害になった場合</p> <p>(8) 加入者または年金管理者が故意又は重大な過失によって虚偽の申告を行い、又は申告を行わなかった場合</p> <p>○「重度障害」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、条例第五条第一項の規定による加入の承認を受けた者(以下「加入者」という。)が加入者になる前に生じていた別表第一に掲げるいずれかの障害状態又は加入者になる前の原因によつて加入者になった後生じた同表に掲げるいずれかの障害状態を有していた場合において、当該障害が生じている身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた状態を除く。</p> <p>(1) 両眼の視力を全く永久に失つたもの</p> <p>(2) そしゃく又は言語の機能を全く永久に失つたもの</p> <p>(3) 両上肢を手関節以上で失つたもの</p>								
	受付機関	各市町村	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間	35～58日	目次
						標準経由期間	3日	NO	

法令名	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例			法令の番号	昭和45年佐賀県条例第11号		
許認可等の種類	心身障害者扶養共済 年金申請			根拠条項	第10条第1項		
審査基準	<p>(4) 両下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両上肢の用を全く永久に失ったもの</p> <p>(7) 両下肢の用を全く永久に失ったもの</p> <p>(8) 十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの</p> <p>(9) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの</p> <p>○別表第一</p> <p>(1) 一眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>(2) 一上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(3) 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(4) 一上肢の用を全く永久に失ったもの</p> <p>(5) 一下肢の用を全く永久に失ったもの</p> <p>(6) 一手の母指及び示指を含んで四手指以上を失ったか若しくはその用を全く永久に失ったもの又は一手の母指若しくは示指を含んで三手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで二手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの</p> <p>(7) 一耳の聴力を全く永久に失ったもの</p>						
	受付機関	各市町村	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間 30日
						標準経由期間 3日	NO